

委託業務仕様書

1 委託業務の目的

岐阜県と町で共同策定した「関ヶ原古戦場グランドデザイン」に基づいた事業が実施される中、令和2年10月には「岐阜関ヶ原古戦場記念館」が開館し、63万人を超える来館者があり、一定数の観光客が訪れています。

そこで訪れる観光客と町民とが交流し、それぞれが「関ヶ原古戦場」の魅力を体感してもらえるようなイベントを実施することで、更なる交流人口の増加と観光まちづくりの推進を図ることを目的とする。

2 委託業務名

関ヶ原観光まちづくり推進事業委託業務

3 委託業務期間

契約締結日～令和7年11月30日（日）

4 委託業務内容

（1）町民と観光客が交流できるイベントの企画・開催及び運営等

- ・本業務の目的を踏まえた上で、観光客と町民とが交流でき、町内観光関連団体等との連携を図りながら、集客力の高いイベントを企画すること。
- ・全てのイベントに「古戦場おもてなし武将隊 関ヶ原組」を出演させること。
- ・イベントの開催回数は2回とし、第1回関ヶ原交流広場として関ヶ原陣跡制覇ウォーキング2025に合わせて令和7年9月28日（日）に、第2回関ヶ原交流広場として関ヶ原合戦祭り2025に合わせて令和7年10月12日（日）に開催すること。
- ・イベントの開催場所は笹尾山付近一带等（雨天中止）で開催すること。

（2）住民等が主導で実施できる体制の確立

- ・町内観光関連団体を中心とした住民等が企画・運営し、町外の関ヶ原ファンの主体的な参加を視野に入れ、イベント等実施できる体制の確立をすること。（概ね月1回開催の企画会議に毎回参加し、組織運営やイベント等の実施に対する提案、助言等行うこと。）

（3）誘客に向けた広報・PR活動の実施

- ・チラシ、ポスター、観光web、SNSなどを活用した、イベント等の告知及びPRの実施を行うこと。
- ・PR活動の目的で、町内観光関連団体等が国内主要観光地等において行われるイベントに参加する場合の活動支援を行うこと。

5 委託上限額

関ヶ原観光まちづくり推進事業 6, 0 0 0 千円（消費税含む）

6 業務実施体制

（1）業務実施責任者

- ① 本委託業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案、調査研究等のほか、業務従事者を十分指導して業務を安全かつ円滑に実施できるように管理すること。
- ③ 業務実施責任者は、町との連絡を密に行い業務を進め、遅延なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ④ 経費、業務内容など町から報告を求められた際には速やかに対応すること。
- ⑤ 業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- ⑥ 受託者は、契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を町に通知すること。

7 業務実施状況の報告等

受託者は、事業の実施に際しては、適宜状況報告し、必要に応じて町と打合せを実施すること。

8 業務完了後の提出書類

本業務完了後、7日以内に以下の書類を提出すること。

（1）以下の内容を含む実績報告書

- ・事業実施期間
- ・事業の成果が確認できる書類

（2）委託業務完了届

9 支払い条件等

- （1）業務開始以降について、本業務に係る経費を支払うものとする。
- （2）本業務の遂行上、必要がある場合には受託者は概算払いを請求することが出来る。
- （3）本業務を実施する上で必要な機器や物品等の備品購入は認められないものとし、原則として、リースあるいはレンタルでの対応とする。

10 業務の適正な実施に関する事項

（1）業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、町と協議のうえその一部を委託することができる。

（2）個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（3）守秘義務

受託者は、本業務を履行する上で、知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

- (4) 著作権等に関すること
別記2「著作権等取扱特記事項」によること。

11 その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、関ヶ原町や関係団体と十分協議したうえで行うこと。